

耐震診断・耐震改修に係る県内市町村の補助制度一覧及び申し込み・相談窓口

(令和4年4月現在の状況であり、今後内容が変更されることがあります。)

【令和4年4月現在】

申込み・相談窓口 電話番号	木造住宅 (昭和56年5月31日以前着工)							戸建て住宅		建築物 〔昭和56年5月31日 以前着工〕	
	耐震診断※2 に係る補助制度			全体耐震改修※3 に係る補助制度			部分耐震改修等※5 に係る補助制度		耐震診断※7 に係る補助制度	耐震診断※8 に係る補助制度	
	一般診断※1		簡易診断 〔自己負担 2千円〕	補助率	限度額 (万円)	代理受領 制度※4 の有無	補助率	限度額※6 (万円)	補助率	補助率	限度額 (万円)
	現況診断 (自己負担:11,200円)	補強計画 (自己負担:11,200円)									
岡山市 建築指導課 086-803-1445	○	○		80%	100	○	50%	部分耐震改修 40 耐震シェルター 20 防災ベッド 10	2/3	2/3	指示対象 (300) その他 (150)
倉敷市 建築指導課 086-426-3501	○	○		80%	100	○	50%	部分耐震改修 40 耐震シェルター 20 防災ベッド 10			
津山市 都市計画課 0868-32-2099	○	○		50%	80	○	50%	部分耐震改修 40 耐震シェルター 20 防災ベッド 10			
玉野市 都市計画課 0863-32-5538	○	○		50%	75						
笠岡市 都市計画課 0865-69-2141	○	○		50%	80	○					
井原市 都市施設課 0866-62-9527	○	○	○	23%	80	○	50%	部分耐震改修 40 耐震シェルター 20 防災ベッド 10			
総社市 建築住宅課 0866-92-8289	○	○		23%	50		50%	部分耐震改修 40 耐震シェルター 20 防災ベッド 10			
高梁市 都市整備課 0866-21-0248	○	○	○	23%	50						
新見市 都市整備課 0867-72-6118	○	○		80%	50						
備前市 都市計画課 0869-64-1834	○	○		23%	50						
瀬戸内市 建築住宅課 0869-22-2649	○	○	○	80%	80						
赤磐市 建設課 086-955-1485	○	○		23%	50						
真庭市 都市住宅課 0867-42-7781	○	○	○	23%	50		23%	部分耐震改修 20			
美作市 都市住宅課 0868-72-6697	○	○		80%	100						
浅口市 まちづくり課 0865-44-9044	○	○	○	23%	46		50%	部分耐震改修 40 耐震シェルター 20 防災ベッド 10			
和気町 都市建設課 0869-93-1127	○	○	○	23%	50						
早島町 建設農林課 086-482-0614	○	○	○	80%	100		50%	部分耐震改修 40 耐震シェルター 20 防災ベッド 10			
里庄町 農林建設課 0865-64-7214	○	○		50%	50						
矢掛町 建設課 0866-82-1014	○	○		50%	80						
新庄村 産業建設課 0867-56-2628	○	○	○	23%	50						
鏡野町 建設課 0868-54-2989	○	○		23%	50						
勝央町 産業建設部 0868-38-3113	○	○		80%	100						
奈義町 地域整備課 0868-36-4113	○	○	○	23%	30						
西粟倉村 建設課 0868-79-2111	○	○		23%	30						
久米南町 建設水道課 086-728-4413	○	○		23%	50						
美咲町 建設課 0868-66-2874	○	○		23%	50						
吉備中央町 建設課 0866-54-1319	○	○	○	23%	46						

※1 延べ面積200㎡超の場合は、100㎡以内ごとに自己負担額を1,100円加算する。

※2 木造住宅耐震診断事業は、一般診断法及び簡易診断法以外に、精密診断法による診断も補助対象としている(補助率、補助額は各市町村窓口へご確認下さい)。

※3 補助額は、耐震改修工事に係る費用(一部市町村:延べ面積×34,100円/㎡を上限)に補助率を乗じた額とする。ただし、限度額を上限とする。

※4 代理受領制度とは、通常、請求前に申請者が業者に契約金額の全額を支払う必要があるところを、補助金額を差し引いた額のみ支払い、残りの額を補助金により市町村から業者に直接支払うことで、所有者の一次的な金銭負担を軽減する制度である。

※5 収入分位25%以下の世帯、65歳以上の方が居住する世帯又は障がい者の方が居住する世帯に限る。

※6 岡山市及び早島町においては※5の世帯に該当しない場合でも、部分耐震改修:20万円、耐震シェルター:10万円、防災ベッド:5万円とし補助する。

※7 市町村により上限額が異なりますので各市町村で確認ください。

※8 補助額は、耐震診断等(次の合計を上限)に係る費用に補助率を乗じた額とする。ただし、限度額を上限とする。

延べ面積が「1,000㎡以内の部分:3,670円/㎡」「1,000㎡超～2,000㎡以下の部分:1,570円/㎡」「2,000㎡を超える部分:1,050円/㎡」